

更新時期のお知らせ方法の変更について

これまで、各工事店の皆様へ、更新時期が近づきましたら、「更新手続きのご案内」を文書にて発送しておりましたが、令和7年5月末で有効期限を迎える工事店の皆様への「更新手続きのお知らせ文書」の発送をもって、「文書によるお知らせ方法」から「メールによるお知らせ方法」へと変更します。

つきましては、**今後は、更新手続きのお知らせは、メールにてご案内させていただきます**ので、恐れ入りますが、次の流れに沿って、メールアドレスの登録をお願いします。ご理解・ご協力のほどよろしくをお願いします。

メールアドレスの登録方法について

1. メールアドレスの登録（お願い）

指定の有効期間の満了日を迎える工事店様ごとに、「更新手続きに関するお知らせのメール」を送信します。お手数ですが、次のコードまたは URL から、送付を希望するメールアドレスを登録の上、令和7年2月28日（金）までに上下水道総務課へ送信をお願いします。

※令和7年5月31日付けで有効期間を迎える工事店様も次回からの更新に備え、ご登録をお願いします。



URL : <https://logoform.jp/form/H276/843888>



2. テストメールの送信

令和7年3月中旬頃にテストメールを送信します。

今後の更新手続きの流れについて

1. 更新期間の確認

指定の有効期間は**5年間**です。指定証の有効期間を今一度、ご確認ください。

指定の有効期間を過ぎると失効となりますのでご注意ください。

継続して指定を受ける場合は、有効期間内の更新手続きが必要となります。

2. 更新手続きについて

今後の更新の受付期間は、**有効期間が満了する日の属する月から起算し、3ヶ月前の月の1日から月末まで**になります。

(例) 有効期間が令和8年5月31日の場合

受付期間：令和8年2月1日から令和8年2月28日まで

詳細な手続きや必要な書類については、枚方市上下水道局のホームページからご確認ください。
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000002624.htm>

